



スタンダードメンテナンスパック

ご来店1回ごとに、以下の5つのサービスからひとつ**無料**でご提供します！



シフト調整



空気圧調整



ブレーキ遊び調整



注油サービス



ハンドル調整

加入料金（1年間）
2,200円（税込）

もれなく！



自転車保険プレゼント

補償期間
1年間 ※1

家族全員
補償 ※2

示談代行
サービス付

個人賠償責任補償
（賠償事故解決特約付）

最大2億円

入院一時金
（3日以上入院）

20,000円

※1 自転車搭乗中等の事故によるケガや日常生活上の事故による第三者への賠償責任（対人・対物）を補償。

※2 補償の対象となる方は申込書に記載された方ご本人およびご本人の配偶者、ご本人または配偶者の同居の親族、別居の未婚の子となります。

※ 保険証券は発行されませんので、加入依頼書（控）、規約、会員カードは大切に保管ください。

※会員規約を必ずご確認ください。※スタンダードメンテナンスパックは**自転車購入時のみ**加入いただけるサービスとなります。

神奈川県自転車商協同組合からのお知らせ

**神奈川県では、2019年10月より
自転車保険への加入が義務となりました。**

「スタンダードメンテナンスパック」会員向けプレゼント自転車保険規約
～スタンダード傷害保険(傷害事故の範囲：自転車搭乗中等のみ補償特約付帯)～

「スタンダードメンテナンスパック」会員向けプレゼント自転車保険は、被保険者(補償の対象となる方)が保険期間中に自転車に係る事故(※)によって傷害(ケガ)を被った場合に保険金をお支払いする保険です。

※「自転車に係る事故」とは自転車に乗っている間の事故や、自転車に乗っていないときに運行中の自転車と衝突・接触した事故をいいます。

補償の概要

【補償の内容等】

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
入院一時金	事故によるケガのため、事故発生の日からその日を含めて180日以内に、免責日数(2日)を超えて入院された場合	20,000 円 (入院一時金額) ※ 1回の入院につき、1回のお支払いが限度となります。(退院後、再入院した場合は合わせて1入院として取扱います。)	次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ・ 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・ 被保険者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動(注1) ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・ 競技・競争もしくは興行またはこれらの練習のため自転車に搭乗している間の事故 ・ ブレーキ等の制動装置を備えていないために、交通の危険を生じさせるおそれがある自転車に搭乗している間の事故 ・ むちうち症・腰痛等医学的他覚所見のないもの(注2) ・ 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など (注1) テロ行為によるケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約(条件付)」により、保険金お支払いの対象となります。 (注2) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
個人賠償責任保険金(特約)	被保険者が日常生活における偶然な事故や住宅の所有(注)、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えたりした結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合 (注)住宅には別荘など一時的に居住する住宅を含みます。	損害賠償金の額－自己負担額(0円) ※ 1回の事故につき個人賠償責任保険金額(2億円)を限度とし、別枠で約款所定の費用(損害防止軽減費用等)をお支払いすることがあります。 ※ 賠償額の決定については、事前に引受保険会社の承認が必要です。 ※ 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・ ご契約者または被保険者の故意 ・ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動(注) ・ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (注) テロ行為によって発生した損害に関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約(条件付)」により、保険金お支払いの対象となります。 など (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ・ 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ・ 職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ・ 同居する親族に対する損害賠償責任 ・ 第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ・ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ・ 航空機・船舶・車両(人力のものやゴルフ・カートを除きます)の所有・使用または管理に起因する損害賠償責任 など
賠償事故解決特約	個人賠償責任保険金をお支払いする法律上の損害賠償責任が発生した場合に、被保険者からのお申出により、引受保険会社が被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行う(注)特約です。 (注) 示談交渉等をお引き受けできない場合もあります。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。		

【被保険者(補償の対象となる方)】

「スタンダードメンテナンスパック」を購入した本人(申込書記載者)、本人の配偶者および本人または本人の配偶者と同居の親族、別居の未婚の子

【補償開始日時・保険期間】

「スタンダードメンテナンスパック」を購入した日の翌日(指定日がある場合は指定日)0時から1年後の始期応当日の16時まで

【事故が発生した場合は】

万一事故が発生した場合は、30日以内に下記連絡先にご連絡ください。

ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

< 連絡先 > 神奈川県自転車商協同組合 事故受付デスク 0800-123-6767 (24時間365日無料)

【お申込みにあたってのご注意】

- ・「スタンダードメンテナンスパック」会員向けプレゼント自転車保険は保険契約者を神奈川県自転車商協同組合、(取扱代理店を株式会社保険代理店)、引受保険会社をau損害保険株式会社とするスタンダード傷害保険の商品付帯契約です。被保険者(補償の対象となる方)の方の保険料負担はありません。
- ・上記補償内容については概要を説明したものです。詳しくはau損害保険株式会社のホームページにあるスタンダード傷害保険ご契約のしおり(普通保険約款・特約集)をご確認ください(<http://www.au-sonpo.co.jp/>)。なお、ご不明な点があれば下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【個人情報の取り扱いについて】

「スタンダードメンテナンスパック」会員向けプレゼント自転車保険は、本事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、下記の利用目的のみに使用致します。
Ⅰ. お客様よりご利用を受けた各種サービスを提供するため Ⅱ. お客様に対して各種営業情報及び販促品を提供するため Ⅲ. Ⅰにおける各種サービスの提供後に、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際のため Ⅳ. お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため Ⅴ. 傷害保険の引受保険会社であるau損害保険株式会社の保険引受の審査、本契約の履行のためおよび引受保険会社及び取扱代理店が行う他の商品・サービスの案内のため また、Ⅴについては、利用目的の達成に必要な範囲で、業務委託先、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、再保険会社等に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。詳細についてはau損害保険株式会社のホームページ(<http://www.au-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

B19D310094(1907)

問い合わせ先

【「スタンダードメンテナンスパック」内容について】

各販売店舗へ直接お問い合わせください

【補償内容について】au損害保険カスタマーセンター

TEL: 0800-700-0600 (9:00~18:00 年末年始除く)

【引受保険会社】

au損害保険株式会社

スタンダードメンテナンスパック会員規約

第1条(適用関係)

- (1) 本メンテナンスパック規約(以下、「本規約」といいます)は、神奈川県自転車商協同組合(以下、「当組合」といいます)ならびに当組合の加盟店(以下、「加盟店」といいます)が販売するスタンダードメンテナンスパック(以下、「本サービス」といいます)のサービスおよびその利用に関して適用されます。
- (2) 当組合は、本サービスの運営上、個別のサービス毎に利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下、「諸規定」といいます)を設けることがあります。これらの諸規定は本規約の一部を構成するものとします。
- (3) 本規約と諸規定の定めが異なる場合、諸規定の内容が優先します。

第2条(定義)

- (1) 「会員」とは、本規約に同意のうえ当組合所定の入会申込手続きを行った個人をいいます。なお、加盟店の承諾は、本規約に同意の上、入会申込書を提出し、会費の入金確認ができた時点とします。なお、新規入会又は自転車購入時に限られ、新規入会後の「会員」の資格は第7条の退会時まで継続します。ただし、第7条の退会手続き終了時点が第5条の自転車保険の補償期間中の場合、当該補償自体は次に到来する補償終了日まで継続されます。
- (2) 当組合は加盟店を通じて、会員に対して会員証としてスタンダードメンテナンスパックメンバーズカード(以下、「メンバーズカード」といいます)を発行します。
- (3) 入会申込者および会員が以下の項目に該当すると判断した場合、当組合および加盟店は何らの責任を負うことなく、入会の拒否または退会を強制することができます。次の場合は、すでに納入された会費等の払い戻しは一切行いません。また、入会時に発行したメンバーズカードの返却に応じなければなりません。
 1. 登録内容に虚偽が判明した場合。
 2. 年会費や別途料金が発生する部品交換等に伴うサービスの利用料金の支払い義務の履行を遅延した場合。
 3. 本規約に違反する行為または違反するおそれのある行為をした場合。
 4. その他当組合が会員とすることを不適切と判断した場合。

第3条(会費・会員資格期間および申込み)

- (1) 会員は、入会時に以下に定める年会費を納入します。
なお、第5条(自転車保険)における被保険者の範囲は、「スタンダードメンテナンスパック」会員向けプレゼント自転車保険規約に定める通りとします。
入会金 無料
会費 2,200円(税込)
- (2) 会員期間は自転車購入日の翌0時から1年後の店舗開店日の16時までとします。
- (3) 入会が認められた会員には、会員証としてメンバーズカードが発行されます。これらは、会員個人に割り当てられたものですので、会員本人以外での利用はできません。会員は、本規約および当組合との間の利用契約に基づく一切の権利を第三者に譲渡・質することはできません。また、メンバーズカードに関するすべての管理責任は会員本人にありますので、管理の不備、不正な使用等により生じるすべてのトラブルに対する責任は会員本人が負うものとします。
- (4) 当組合から発行された会員番号は変更することはできません。
- (5) 登録情報変更の届け出がなく、当組合や加盟店その他本サービスに関する会社等からの連絡事項、発送物、商品等に延着、未着、不備が生じた場合でも、当組合や加盟店その他本サービスに関する会社等はそれらの一切の責を負いません。

第4条(カードの紛失・破損)

- (1) 会員がメンバーズカードを紛失または破損した場合は、メンバーズカードの再発行をするため、速やかに購入店舗まで連絡しなければなりません。
- (2) メンバーズカードを再発行する場合、会員には再発行手数料(500円、税込)をお支払い頂きます。購入店舗は再発行手数料の入金確認次第、メンバーズカードを再発行します。なお、メンバーズカードの会員期間は自転車購入日の翌0時から1年後の店舗開店日の16時までとします。
- (3) 会員は、メンバーズカードが再発行されるまでは、メンバーズカードの提示が条件となるサービスは受けることができません。

第5条(自転車保険)

会員は、当組合が契約するau損害保険株式会社のスタンダード傷害保険に自動加入になります。なお、当該保険の詳細については、別紙「スタンダードメンテナンスパック」会員向けプレゼント自転車保険規約に準じます。

第6条(各種サービス)

会員は以下の各種サービスを、メンバーズカードの提示を条件として受けることができます。

<自転車保険> 「スタンダードメンテナンスパック」会員向けプレゼント自転車保険規約に準じます。

<メンテナンスサービス> 加盟店への来店1回ごとに、以下の5つのサービスをひとつ無料でご提供します。(部品交換が必要な場合は別途料金がかかります。)

- ① シフト調整 ② 空気圧調整 ③ ブレーキ遊び調整 ④ 注油サービス ⑤ ハンドル調整
- 上記①～⑤を調整後、部品交換(消耗品含む)や修理を必要とする場合は、別途料金がかかります。

第7条(退会)

- (1) 会員は、退会を希望する場合、加盟店に退会の旨を申し出て、所定の退会手続きを経て任意に退会することができます。当組合および加盟店は、退会手続き終了後は、「スタンダードメンテナンスパック」会員向けプレゼント自転車保険サービスを除き、サービスの提供を停止します。
また、入会時に発行したメンバーズカードの返却に応じなければなりません。
- (2) 会員期間途中の退会において、納入された年会費のいかなる理由においても一切払い戻しは行われません。

第8条(個人情報)

- (1) 加盟店は、個人情報の保護に当たり、各加盟店の定める個人情報の取り扱い規約または本条の内容を遵守します。
- (2) 加盟店は、本条(4)の各利用目的のために、会員の個人情報を利用します。
- (3) 加盟店が取得する会員の個人情報の項目は以下の通りです。
 - ・「入会申込み」の記載事項すべて(氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等)
 - ・お問合せ情報
 - ・接続するコンピュータの契約端末情報
 - ・新たなサービスをご利用の際に提供いただくすべての事項
- (4) 加盟店が取得する会員の個人情報の利用目的は以下の通りです。
 - ・加盟店が提供する会員サービスの円滑な運営のため
 - ・加盟店から会員への各種連絡・案内等のため(お問合せ・クレーム等も含む)
 - ・加盟店に関わる企業・団体に当組合が適切と認めたサービスや営業案内等の情報提供のため
 - ・その他、加盟店が上記目的に準ずる目的のため
- (5) 加盟店は、会員が退会後も各種お問い合わせ対応等のため、退会者の個人情報を保持利用できるものとします。ただし、加盟店は、退会者の求めに応じて個人情報の訂正、追加、削除を行うものとします。
- (6) 個人情報の開示、訂正、利用停止の求めおよび苦情の受付に関しては、加盟店へお問い合わせください。

第9条(規約改正)

本規約は、会員の了承を得ることなく予告なく改正することができるものとします。改正後の規約は改正後直ちに適用されるものとします。ただし、年会費および入会金の金額変更については事前に告知するものとします。

第10条(免責その他)

当組合は、会員が当組合および加盟店の提供するサービスを利用(サービスの停止も含む)することにより会員に損害が発生し、当該損害が当組合および加盟店の故意または重過失に基づくものである場合は、それにより直接かつ通常生じる範囲内の損害に限り責任を負い、その他の特別損害に対しては責任を負わないものとします。本規約に定めのない事項が生じた場合は、当組合および加盟店と会員は協議の上、解決にあたるものとします。また、当組合と会員との間に紛争が生じた場合は、いずれも横浜地方裁判所または横浜簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第11条(付則)

この規約は2022年10月1日から施行します。